

松くい虫防除事業請負契約書（案）

- 1 事業名 松くい虫防除事業（伐倒駆除作業）請負
- 2 履行場所 鹿児島県熊毛郡南種子町
西濱山国有林 1 1 3 1 む林小班外 2
鹿児島県熊毛郡中種子町
濱ノ田国有林 1 1 3 2 き 3 林小班
別紙、図面のとおり
- 3 事業内容 伐倒駆除作業 85.35 m³
- 4 事業期間 令和 年 月 日から（契約締結の翌日から）
令和 9 年 3 月 19 日まで
- 5 作業仕様 別紙、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）

- 7 選択条項
別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（選択されるものは○印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選 択 事 項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
×	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 3 項
×	部分払	（作業期間中○回以内とする）	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

9 特約事項

- （１）特約条件については別紙のとおりとする。
- （２）契約後に林野火災防止誓約書を提出すること。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 屋久島森林管理署長
野邊 忠司と請負者 ○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約
及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業
請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行
するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体
協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 1 6 6 - 5 分任支出負担行為担当官 屋久島森林管理署長 野邊 忠司
-----	-----	---

請負者	住 所	
-----	-----	--

物件明細書

1. 事業の内容

(1) 事業箇所

西濱山国有林 1 1 3 1 む林小班外2

濱ノ田国有林 1 1 3 2 き 3 林小班

事業箇所は、別添「作業位置図」のとおり

(2) 対象木の表示

駆除対象（クロマツ被害木）の伐根又は幹にナンバーテープ等により表示

(3) 駆除予定箇所

記 番	1131む	1131う	1131の	1132き 3	計
駆除本数	985	809	906	141	2,841
駆除材積 (m ³)	28.39	27.88	27.4	1.68	85.35

(4) 作業内容

①対象木の伐倒駆除

②伐倒木の集積及び被覆（被覆前の桧に薬剤を散布して燻蒸）による駆除作業

※西濱山国有林での集積作業は人力及び建設作業機械（小型バックホウ等）で実施し、濱ノ田国有林での集積作業は人力で実施すること。

(5) 上記以外の作業は、別冊「松くい虫防除事業（伐倒駆除作業）仕様書」のとおり

(6) 履行期限

契約日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日（金）

2. 使用する薬剤等（請負者購入）

(1) 別添「材料規格内訳書」のとおり

松くい虫防除事業（伐倒駆除作業）
請負使用材料規格内訳書
【請負者購入分】

令和 8 年10月23日付け入札公告、松くい虫防除事業（伐倒駆除作業）に伴う使用材料については、下記品質規格同等品及びその規格品以上とする。

記

物件番号	品 名	規 格	数量	適 要
1	伐倒木用くん蒸処理剤	750ml	87本	1本/ 1 m ³
2	くん蒸用フィルム	4.0×30m 生分解性	12点	4 m×4m/ 1 m ³

松くい虫防除事業（伐倒駆除作業）仕様書

1. 松くい虫伐倒駆除に当たっては、本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上、必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。
また、作業中においても必要な事項については、監督職員の指示により実施すること。
2. 危被害等があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
3. 被害木の表示を十分確認すること。
ただし、別途指示する場合はこの指示に従うこと。
4. 被害木の伐倒に当たっては、残存木の被害防止はもとより、作業者に対する安全確保に努め、以下に留意すること。
 - (1) 残存木の保護のため必要に応じ、枝落とし等を行ったあと伐倒方向を定めて伐倒すること。また、かかり木の除去、傾斜木の処理に当たっては、安易な方法によることなく安全に対する処配については万全を期すとともに、場合によっては、監督職員の指導のもとに実施すること。
 - (2) 強風等により、安全確保が困難な場合は伐倒を行わないこと。
 - (3) 作業実施上、特に被害木以外の立木を伐採する必要があるときは、事前に監督職員へ届出て指示を受けること。
 - (4) 被害木以外の立木等に損傷を与えたときは、速やかに監督職員へ届出て指示を受けること。
5. 伐倒、枝払、玉切、集積の各方法については、以下に留意すること。
 - (1) 伐倒高はなるべく地際から30cm以内とするが、安全上これによりがたい場合は監督員の指示により行う。
 - (2) 枝払いは被覆時にシートを損傷しないよう枝基部からおこなう。
 - (3) 玉切りは1m程度とし、枝打ちを行い、枝は小切れ状態にする。
 - (4) 集積は、被覆内容積1m³を目安に積み込む。大径材や、地形により集積が困難な場合はこの限りではない。
 - (5) 枝条は被覆シートを破損することのないように幹材で押さえる。
 - (6) 傾斜地、不安定地へ集積する場合は杭による止めを行い、集積した被害材が転動することが無いように措置する。
 - (7) 歩道上には集積しない。
6. 燻蒸処理及び被覆については、以下に留意すること。
 - (1) 晴天時に行うこととし、積み込んだ樹幹及び枝条の上から薬液をむらなく散布したのち、処理後直ちに生分解性被覆シートを被せる。
 - (2) 被覆は伐採材の密閉性を第一とするため、シートが飛ばないように、落葉層を除いた土壌等を用い、シートの四辺を覆土する。
7. 薬剤等の保管、取扱い及び危被害防止については、以下に留意すること。
 - (1) 薬剤等に記載される注意書きは遵守することとし、他の薬剤と混合しないこと。
 - (2) 薬剤の運搬に当たっては、紛失を防止するため、積卸しの都度数量の確認をす

ること。また、運搬中に薬剤のこぼれ防止に万全を期すること。

- (3) 薬剤の運搬は、当日散布可能な数量のみとし、残量が生じたとしても林内に放置することなく、所定の場所へ保管すること。
- (4) 薬剤の散布中に林内の河川、用水路等に流入しないよう注意すること。
- (5) 人家、桑畑等の危被害対象物の付近で散布するときは、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意するとともに、人や家畜類等を近寄らせないように注意すること。
- (6) 使用済みの薬剤の容器は、林内に放置、または、河川等被害を及ぼすおそれのある場所等に投棄することなく、当日の使用量を確認して保管し、監督職員等の検認を受けてから処分すること。

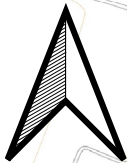
8. 作業の実施については、事業記録(日誌、記録写真等)を作成し、当日の実行本数、実行面積、使用資材並びに処理数量等を記入して必要により監督職員に提示すること。

9. その他

- (1) 伐倒駆除の終了に当たっては、完了届けを提出する前に駆除の処理漏れがないか、再度作業区域内を見回り、必要に応じて監督職員の立会を求めること。
- (2) 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
- (3) 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
- (4) 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。
- (5) 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、乙の負担において行うこと。
- (6) その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

令和8年度 松くい虫防除事業(伐倒駆除) 西濱山国有林予定位置図

1:6,000



凡例

- 令和8年度伐倒駆除事業 対象地
- 林班区画

0 500 1,000 m

令和8年度 松くい虫防除事業(伐倒駆除) 濱ノ田国有林予定位置図

1:3,000

